

法科大学院の学生が最低限修得すべき内容
2018 年度版
(科目別)

創価大学大学院法務研究科

目 次

| | |
|--------------------|------|
| I 憲 法 | 1 頁 |
| II 行政法 | 5 頁 |
| III 民 法 | 9 頁 |
| IV 商 法 | 15 頁 |
| V 民事訴訟法 | 19 頁 |
| VI 刑 法 | 23 頁 |
| VII 刑事訴訟法 | 27 頁 |
| VIII 法曹倫理 | 32 頁 |
| IX 民事訴訟実務の基礎 | 35 頁 |
| X 刑事訴訟実務の基礎 | 38 頁 |

I 憲法

1 学生が最低限修得すべき内容

(1) 公法系科目のうち、憲法に関する分野について最低限修得すべき内容（到達目標）は以下のとおりである。

法科大学院で最低限修得すべき内容は、憲法の基本的な構造や基本的知識を修得し、憲法上の紛争の問題解決能力とその検討結果を的確に表現する能力の修得にある。すなわち、憲法判例を具体的事案に即して検討することを通じて、憲法規範に対する理解を深め、具体的事案を分析し、そこに含まれる憲法上の問題を発見し、それについて深く広く検討し、説得力のある議論を展開する力を修得することにある。

(2) 憲法における到達目標の構成（項目及び内容）

共通の到達目標（コア・カリ）に従って本法科大学院で独自に作成した到達目標を使用し、講義及び演習を行ない学生が修得すべき最小限の修得ができるよう試みているところ、憲法の到達目標の項目を①憲法総論、②統治機構論、③基本的人権の保障、④憲法の保障の4分野に分類し、必須と考えられる項目を抽出し、その内容の概略を以下の表で示す。

| 第1 憲法総論 | |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項目 | 内容 |
| 憲法の内容 | <ul style="list-style-type: none">・ 国家と憲法・ 憲法の内容・ 憲法の分類・ 憲法規範の特質 |
| 近代立憲主義とその現代的変容 | <ul style="list-style-type: none">・ 法の支配・ 立憲主義の現代的変容（現代立憲主義） |
| 国民主権と象徴天皇制 | <ul style="list-style-type: none">・ 国民主権・ 天皇 |
| 平和主義 | <ul style="list-style-type: none">・ 憲法9条の沿革・ 憲法9条の解釈・ 個別的自衛権と集団的自衛権・ 日米安全保障条約と憲法 |
| 第2 統治機構論 | |
| 国会 | <ul style="list-style-type: none">・ 三権分立・ 国会の地位・ 国会の構成とその活動・ 国会の権能・ 議院の権能 |

| | |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・国会議員 |
| 内閣 | <ul style="list-style-type: none"> ・内閣の地位 ・内閣の組織 ・内閣の権限 ・内閣の責任 |
| 裁判所 | <ul style="list-style-type: none"> ・司法権 ・裁判所の構成 ・裁判所の権限 ・司法権の独立 ・裁判の公開 |
| 財政 | <ul style="list-style-type: none"> ・財政立憲主義 ・租税法律主義 ・国費の支出及び国の債務負担 ・予算 ・公金支出の禁止 ・決算と財政状況の報告 |
| 地方自治 | <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治の基本原則 ・地方公共団体 ・地方公共団体の組織 ・地方公共団体の権能 |
| 第3 基本的人権の保障 | |
| 人権の原理 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権宣言の歴史 ・人権の観念 ・人権の分類 ・制度的保障 |
| 人権の主体 | <ul style="list-style-type: none"> ・国民 ・外国人 ・法人（団体） |
| 人権の限界 | <ul style="list-style-type: none"> ・「公共の福祉」と違憲審査基準 ・「公法上の特別な法律関係」 ・私人間の人権保障 |
| 包括的基本権 | <ul style="list-style-type: none"> ・包括的基本権としての幸福追求権 ・プライバシー権 ・自己決定権 |
| 法の下での平等 | <ul style="list-style-type: none"> ・法的平等とは何か ・不合理な差別の禁止 |
| 精神的自由権 | <ul style="list-style-type: none"> ・なぜ「優越的な地位」か ・思想及び良心の自由 |

| | |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・信教の自由と政教分離 ・表現の自由 ・学問の自由と大学の自治 |
| 経済的自由 | <ul style="list-style-type: none"> ・職業選択の自由 ・財産権 ・居住・移転、外国移住、国籍離脱の自由 |
| 人身の自由と刑事手続上の諸権利 | <ul style="list-style-type: none"> ・奴隷的拘束及び苦役からの自由 ・適正手続の保障 ・被疑者の権利 ・刑事被告人の権利 |
| 国務請求権 | <ul style="list-style-type: none"> ・裁判を受ける権利 ・国家賠償請求権と刑事補償請求権 |
| 社会権 | <ul style="list-style-type: none"> ・生存権 ・教育を受ける権利 ・勤労の権利 ・労働基本権 |
| 参政権 | <ul style="list-style-type: none"> ・参政権 ・選挙権 ・選挙制度 |
| 第4 憲法の保障 | |
| 憲法の保障の諸類型 | <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗権 ・国家緊急権 |
| 違憲審査制 | <ul style="list-style-type: none"> ・違憲審査制の意義 ・違憲審査の性格 ・違憲審査の対象 ・違憲審査の方法 ・違憲判決の効力 |
| 憲法の改正 | <ul style="list-style-type: none"> ・憲法改正の手続 ・憲法改正の限界 ・改正の限界を超えた憲法の評価 ・憲法の変遷 |

2 カリキュラム編成と学生が修得すべき能力について

本法科大学院では、上記の到達目標を修得するために、①基礎的法的知識の修得と体系的理解、②実務に即した問題解決の能力の修得・向上、③法的議論・表現・説得能力の修得を段階的に進めるカリキュラムを編成している。

(1) 基礎的法的知識の修得と体系的理解

基礎的法的知識の修得と体系的理解のために、1年次春学期に「憲法Ⅰ」（人

権) (4 単位) と 1 年次秋学期に「憲法Ⅱ」(総論・統治機構論) (2 単位) を配置している。法学未修者を対象に憲法の基本構造や概念の理解を中心に据え、基本的人権の基本構造、個々の人権規定の基礎的解釈、統治機構の基本的諸原理について理解させ、共通的到達目標(コア・カリ)を踏まえた主要なテーマについて満遍なく講義し、具体的事案に即して解決する能力の涵養の前提となる基本的知識の修得と体系的な理解を図っている。

(2) 実務に即した問題解決能力の修得と向上

基礎的知識の修得と体系的理解があることを前提に、2 年次秋学期の「憲法演習Ⅰ」(2 単位)では、各回のテーマごとに作成した「基本事項」、「オリジナル・テキスト」、「重要事項」、「問題研究」、「発展」、「essential question」から構成される「教材」と本学で作成した「憲法判例集」を使用し、憲法訴訟論的視点に立って重要な憲法判例を素材に質疑応答形式で実施している。教員の解説を加えながら習得してきた知識に基づいて具体的事案を解決する能力を涵養している。3 年秋学期の「公法実務の基礎」(2 単位科目であるがうち 1 単位分が憲法)では、様々な紛争類型の事例問題の検討を通じて、それまでの学修を踏まえ、憲法上の争点を発見し、具体的な憲法論を展開する能力の習得を図っている。

(3) 法的議論・表現・説得能力の修得

憲法Ⅰ及び憲法Ⅱは、原則講義形式で授業を進めているが、かなり徹底した双方向の授業を行なうことによって、表現能力とコミュニケーション能力の向上とその涵養を図っている。「憲法演習Ⅰ」の授業は、質問形式で行なって実施している。各回に扱う判例ごとに問題研究を設定し、当該箇所質問が設定されており、学生は事前にこれを検討し授業に臨むことになり、徹底した双方向の授業を行なっている。これによって法的議論、説得能力の涵養が図られる。「公法実務の基礎」では、オリジナルに作成した様々な紛争類型の事例問題について、レポート又は起案を提出させた上で議論を行うことで思考力の伸長を図るとともに、起案の添削指導を通じて、文章表現力の向上を図っている。

II 行政法

1 学生が最低限修得すべき内容

(1) 公法系科目のうち、行政法に関する分野について最低限修得すべき内容（到達目標）は以下のとおりである。

法科大学院で最低限修得すべき内容は、行政上の紛争の問題解決能力と、その検討結果を的確に表現する能力を修得することである。すなわち、具体的事案を分析し、そこに含まれる行政法上の問題を発見し、それについて深く広く検討し、説得力のある議論を展開すること、とりわけ行政事件訴訟制度の運用能力と本案主張の検討能力を修得することを目的としている。

(2) 行政法における到達目標の構成（項目及び内容）

いわゆる行政法総論（行政組織法を含む）と行政救済法の分野において、必須（コア）と考えられる項目を抽出したうえで、法科大学院における教育目的に鑑み、ふたつの柱をたててそれらを配列している。

①第1の柱は、行政過程の全体像をとらえるための法概念及び法制度の理解である（第1）。②第2の柱は、行政過程から生じた紛争を、その具体的事案に即して解決する能力の涵養であり、これは、②第2-1「本案主張の検討能力」と、第2-2「争訟制度の運用能力」に分かれる。詳細は、「行政法到達目標」のとおりであるが、以下、内容の概略を示す。

| 第1 行政過程の全体像をとらえるための法概念及び法制度の理解 | |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項目 | 内容 |
| 基本的概念（行政活動を支える基本原理） | <ul style="list-style-type: none">・ 法治主義、法の支配など・ 法律による行政の原理（法律の留保）・ 行政上の法律関係の特色 |
| 主要な行為形式（権利・義務・法律関係の変動を伴う行政活動） | <ul style="list-style-type: none">・ 行政処分・ 法規命令（行政立法）・ 行政契約 |
| 行政過程における制度・手法（それ以外の行政活動） | <ul style="list-style-type: none">・ 行政指導・ 行政調査・ 行政計画・ 行政上の義務違反に対する強制執行・ 行政上の義務違反に対する制裁 |
| 行政組織（行政活動の担い手） | <ul style="list-style-type: none">・ 行政組織と法令・ 行政組織と権限・ 国及び地方公共団体以外の組織による行政活動・ 情報公開と個人情報保護 |

| | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 手続的な法的統制 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続法 ・行政手続条例 |
| 実体的な法的統制 | <ul style="list-style-type: none"> ・個別行政法の仕組みの理解と処分要件 |
| 第2 行政過程から生じた紛争をその具体的事案に即して解決する能力の涵養 | |
| 1 本案主張の検討能力 (誰の、どのような行政活動が、どのように違法なのか(どのような法的な統制に違反しているか)、違法と判断されたときの効果は何か) | |
| 実体的違法事由の検討能力 | <ul style="list-style-type: none"> ・法令違反(個別行政法の法令違反) ・裁量判断の合理性欠如(行政裁量と法令解釈) ・委任命令の限界(白紙委任、委任命令の違法無効) ・自主条例の限界(法律と条例の抵触) ・信義則違反及び行政権の濫用 |
| 手続的違法事由の検討能力 | <ul style="list-style-type: none"> ・手続違反(手続的瑕疵)の発見 ・手続違反と処分違法の関係 ・違法な行政調査と処分違法の関係 |
| 国家賠償法に基づく不法行為責任の検討能力 | <ul style="list-style-type: none"> ・国家賠償責任の構造(国家賠償法の責任原理⇒民法の不法行為との使い分け) ・国家賠償法1条における違法と過失の諸類型 ・国家賠償法2条における瑕疵の諸類型 |
| 損失補償請求権の検討能力 | <ul style="list-style-type: none"> ・損失補償の要否及び内容 ・損失補償の請求手続 |
| 2 争訟制度の運用能力 (誰の、どのような行政活動を対象として、どのような訴訟等を提起すべきか(救済手段の選択)、その訴訟等によって、誰のどのような権利・利益が救済されるのか) | |
| 行政上の不服申立制度の運用能力 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政不服審査法(不服申立ての権利・裁決の種類・効力、仮の救済、不服申立ての教示制度) ・裁決の違法事由 |
| 抗告訴訟の運用能力 | <ul style="list-style-type: none"> ・取消訴訟の訴訟要件 処分性(取消訴訟の対象性) 原告適格 狭義の訴えの利益 取消訴訟の訴訟手続的要件(出訴期間、被告適格、審査請求前置等) ・取消訴訟の排他的管轄(行政処分の公定力) ・取消訴訟の本案審理 (違法事由の主張、違法性の承継、理由の差替え、主張立証責任の基本) |

| | |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・取消訴訟の判決の種類及び効力（終局判決の種類と効力） ・取消訴訟の教示制度 ・無効等確認訴訟 （処分無効等確認訴訟の訴訟要件・訴えの利益） （処分無効等確認訴訟の本案主張・無効事由の判定） ・不作為違法確認訴訟 ・義務付け訴訟（訴訟要件と本案主張） ・差止訴訟（訴訟要件と本案主張） ・抗告訴訟における仮の救済（執行停止・仮の義務付け及び仮の差止め） |
| <p>公法上の当事者訴訟・住民訴訟の運用能力</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・行政事件訴訟法4条後段のいわゆる実質的当事者訴訟（実質的当事者訴訟の訴訟要件と本案主張） （抗告訴訟と実質的当事者訴訟の関係） ・行政事件訴訟法4条前段のいわゆる形式的当事者訴訟 ・公法上の当事者訴訟における仮の救済 ・民事訴訟との比較 ・国・地方公共団体が提起する公法上の当事者訴訟等 ・住民訴訟 |

2 カリキュラム編成と学生が修得すべき能力について

本法科大学院では、上記の到達目標を修得するために、①基礎的法的知識の修得と体系的理解、②実務に即した問題解決能力の修得・向上、③法的議論・表現・説得能力の修得を段階的に進めるカリキュラムを編成している。

(1) 基礎的法的知識の修得と体系的理解

基礎的法的知識の修得と体系的理解のために、2年次春学期に「行政法」（2単位）を配置している。ここで、行政過程の全体像をとらえるための法概念及び法制度の理解（第1）と、行政過程から生じた紛争をその具体的事案に即して解決する能力の涵養（第2）の前提となる行政裁量と裁量統制、手続違反と処分違法の関係、国家賠償、損失補償、処分性、原告適格、訴えの利益などの基本的知識の修得と体系的な理解をさせる。

(2) 実務に即した問題解決能力の修得及び向上

基礎的法的知識の修得と体系的理解があることを前提として、具体的な事例の検討を通じて、実務に即した問題解決能力を修得させ、その能力を向上させるために、2年次の秋学期に「行政法演習Ⅰ」（2単位）を、3年次の春学期の「行政法演習Ⅱ」（2単位）を配置している。また選択科目ではあるが「公法実務の基礎」（2単位科目であるがうち1単位分が行政法）では、より実務的な

視点から同様の能力の向上を目指す。

- ① 「行政法演習Ⅰ」では、主として最高裁判例（ケース）の検討を通じて、事実を読み解き（事実認定能力）、その具体的事実から法的分析・法的推論を行って法的問題点を発見し（法的分析・推論能力）、法的な救済手段の的確な理解と運用、個別行政法の正確な解釈やその運用能力を培い、行政法に関する問題解決能力の基礎力を養成する。
- ③ 「行政法演習Ⅱ」、「公法実務の基礎」では、具体的な事例問題の検討を通じて、具体的な事案の読み解き方（事実認定能力）、事案に即した法的救済手段の選択の仕方、個別行政法の解釈適用と本案主張の組み立て方を学び、行政上の紛争の問題解決能力を修得させる。その際に、実務のあり方に対する批判的能力を培うと共に、公益実現のための適切な行政活動のあり方について検討するなどの創造的能力も併せて養う。

(3) 法的議論・表現・説得能力の修得

行政法演習Ⅰ、行政法演習Ⅱ、公法実務の基礎は、演習授業として行うことで、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力の涵養を図ると共に、多彩な起案作成を複数回実施することにより、文章による表現能力を向上させる。

Ⅲ 民法

1 学生が最低限修得すべき内容

- (1) 民事系科目のうち、民法に関する分野について最低限修得すべき内容（到達目標）は以下のとおりである。

民法領域で最低限修得すべき内容は、民事紛争の問題解決能力であり、それを的確に表現できる能力の修得することにある。すなわち、具体的事案を分析し、そこに含まれる民事法上の問題を発見し、それらについて深く検討し、説得力のある議論を展開できる作業を身につけることを課題とする。とりわけ民法に関する分野では、民事訴訟手続きとの一連の権利救済の過程や、それぞれの役割の相違を意識しながら、また、担保権等では、民事執行手続や任意売却手続による権利実現の過程までを意識した、実体法上の請求権の内容を正しく理解することを目的としている。

- (2) 民法における到達目標の構成（民法カリキュラム体系の中で、各科目の主要内容と、それらが果たす役割について）

本学の民法カリキュラム体系は、議論を重ねては試行錯誤の変更を繰り返し、現在では、以下のような趣旨で体系づけられている（別添資料「2017年度民法カリキュラム体系」参照。）。

①体系的かる理論的理解をより深めるという趣旨から、1年春学期では、民法総則理論と債権法理論を完結し、1年秋学期で、物権法理論を完結、より実務的な価値判断や判例を読みこなす能力の必要な法定債権法を行い、2年春学期で1年時の知識を前提に家族法理論を修得できるように変更した。

②また、3年間の学習期間をスタンダードとして、民法の全範囲を4つのアプローチ（講義、基礎演習、演習、応用演習）の仕方で、計3回繰り返して行うことで、完全未修者を、実践的なレベルに到達できるように編成している。以下、その内容の概略を示す。

| 第1 講義科目を通じた民法体系全体の基本的知識の理解 | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 講義科目では、自宅学習を前提に、①双方向や多方向での質疑応答を利用した講義方法により、コミュニケーション能力、法的議論、説得力を養い、②基本的な法律用語の正しい理解、③規定の意義・要件・効果や、原則・例外規範の理解、④学説・判例の法解釈の理解と整理、⑤制度の沿革や比較法への法的関心の拡大、⑥自主的な資料収集能力の習得等、法的基本知識の定着と法曹への自覚の修得を到達目標としている。 | |
| 科目範囲 | 理解すべき主要内容 |
| 民法Ⅰ（民法総則） 第一編総則 | ・民法の法体系を理解する。意思主義の意義と制限能力者制度や代理制度が必要となる理由を理解する、意思主義と取引の安全との調整、時効制度の意義等 |

| | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | を中心に、民法学の導入部分として「法」、「私法」の役割、「利益衡量論」を考えさせる。 |
| 民法Ⅱ（債権総論） 第三編債権第一章総則 | ・日常行われる「約束」が持つ法的意味を考えると、債権債務関係の発生原因・効力・移転・消滅事由に関して、特に、債務不履行・履行の強制・多数当事者の債権債務関係、弁済代位・相殺の担保的機能について、諸学説を検討・解説する。 |
| 民法Ⅲ（契約法） 第三編債権第二章契約 | ・双務契約の効力、契約解除、典型契約では、売買における担保責任、賃貸借、金銭消費貸借契約、請負契約、新しい契約類型等を中心に、債権法改正に至るまでの最近の議論を解説する。 |
| 民法Ⅳ（物権法） 第二編物権第一章総則から第六章地役権及び借地借家法 | ・総論部分では、物権的請求権や物権変動論を中心に、不動産取引における基本的知識を理解する。各論部分では、所有権論・団体論（共有関係及び区分所有関係も含む）と、地上権（借地借家法の詳細な議論も含む）を中心とした用益物権を通じて、居住権の在り方についても比較法的解説を行う。 |
| 民法Ⅴ（担保物権法） 第二編物権第七章留置権から第十章抵当権及び非典型担保物権 | ・抵当権を中心に、非典型担保権の必要性、合理性、適法性等を理解させる。とりわけ、債権回収の実行場面で、法定担保物権者、非典型担保権者、一般債権者がどのように競合し、どのように清算されていくかを検討・解説することで、実体法と手続法との架橋を図る。 |
| 民法Ⅵ（法定債権法） 第三編債権第三章事務管理から第五章不法行為まで | ・不法行為法、損害賠償論、不当利得法を中心に、被害者救済学的に発展している裁判実務に関して、主要判例の変遷から、その必要性や理論の妥当性について議論する。 |
| 民法Ⅶ（家族法） 第四編親族及び第五編相続 | ・家族法領域では、特定の身分関係を法的に形成する意義や、財産を相続できる意義について言及する。また、近時の判例や法改正をとりあげ、社会の変遷や国際化を検討する。 |
| 第2 1年次配当の民法基礎演習科目 講義科目で理解した基本事項を、併行進行で演習問題を実施することで、法的紛争の当事者関係や、法律上の争点となる事実や、結論づけへの根拠規定の指摘、判例・学説の各立場からの法解釈ができる基礎的な能力の涵養を到達目標とする。 | |
| 民法基礎演習Ⅰ | ・債権の目的、債務不履行、弁済の提供と受領遅滞 |

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・能力、制限行為能力者制度、 ・責任財産の保全、債権者代位権の転用 ・債権の準占有者に対する弁済、将来債権の譲渡、相殺の担保的機能 ・民法 94 条 2 項類推適用、公序良俗違反、動機の錯誤 ・解除、危険負担、不動産物権変動と登記 ・手付、他人物売買、売買における担保責任 ・代理権の濫用、表見代理、無権代理、時効利益 ・法人、団体論、請負の瑕疵担保責任、委任の任意解除 |
| 民法基礎演習 II | <ul style="list-style-type: none"> ・抵当権の物上代位性、抵当権の効力の及ぶ範囲、抵当不動産の占有侵害 ・法定地上権、抵当権の消滅、共同抵当権 ・留置権、権利質、集合動産譲渡担保、不動産譲渡担保 ・物権的請求権、所有権の移転時期、民法 177 条の第三者 ・即時取得、占有と相続、共有分割請求権、物 ・不法行為責任、過失相殺、名誉毀損、使用者責任 ・共同不法行為、転用物訴権、不法原因給付、賃貸目的物の所有権の譲渡、信託関係破壊の法理 |
| <p>第 3 2 年次配当 (民法演習 I・II)</p> <p>主要最判を題材とした「ケース」と、関連する法律上の争点についての設例「問題」とに分けた課題と数回の起案添削により、1 年次の基本的事項の定着と、事例検討を通じて、法的な分析・推論能力、創造的・批判的検討能力の涵養を到達目標とする。</p> | |
| 民法演習 I | <ul style="list-style-type: none"> ・総則(人、法律行為、代理、時効) ・物権 (占有、即時取得、物権的請求権、登記) ・物権 (不動産物権変動と登記) ・物権・総則 (所有権、共有、法人、組合) ・担保物権 (留置権、先取特権、質権) ・担保物権 (抵当権) ・担保物権 (仮登記担保権、譲渡担保権) |
| 民法演習 II | <ul style="list-style-type: none"> ・債権総論 (債権の目的・効力) ・債権総論 (責任財産の保全、債権譲渡、債務引受) ・債権総論 (弁済・相殺・その他債権消滅事由) ・債権総論 (多数当事者債権関係) ・契約法 (契約総論・贈与、売買) ・契約法 (消費貸借、賃貸借、使用貸借) ・契約法・用益物権 (借地借家法) |

| | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・契約法（請負、委任、寄託、和解他） ・法定債権（事務管理、不当利得・不法行為） |
| <p>第4 3年次配当（民法演習Ⅲ・Ⅳ）</p> <p>長文かつ、民法全域をcross overする複雑な事例問題を題材に、2年次で修得した問題点発見能力や法的分析・推論能力を、さらに深化させ、その分析・推論の過程を起案において的確に表現できる論述展開能力と、妥当な問題解能力の修得を到達目標とする。</p> | |
| 民法演習Ⅲ | <ul style="list-style-type: none"> ・表見代理、代理権濫用、即時取得、抵当権 ・安全配慮義務、過失相殺、説明義務、瑕疵担保、除斥期間 ・特定物売買、不特定物売買、制限種類債権、履行不能、危険負担、他人物売買 ・保証、債務不履行、履行補助者、履行代行者、抵当権の物上代位と相殺 ・心裡留保、代理、費用償還請求、留置権、不当利得、不法行為 ・他主占有から自主占有への転換、相続・遺贈・相続させる遺言と登記、代襲相続 ・他人物売買、追認、物権と債権 |
| 民法演習Ⅳ | <ul style="list-style-type: none"> ・錯誤、即時取得、使用利益、所有権留保 ・保証と時効 ・無権代理と相続、共有、94条2項 ・債権譲渡（対抗問題と異議なき承諾）、詐害行為取消権 ・制限種類債権の特定・弁済提供、危険負担 ・詐欺、異議なき承諾、不当利得、不法行為、第三者のためにする契約 ・数量指示売買、損害賠償 ・契約締結上の過失、使用者責任、瑕疵担保責任、損害賠償 |

2 カリキュラム編成と学生が修得すべき能力について

本法科大学院では、上記の到達目標を修得するために、①基礎的法的知識の修得と体系的理解、②実務に即した問題解決能力の修得・向上、③法的議論・表現・

説得能力の修得を段階的に進めるカリキュラムを編成している。

(1) 基本的な法的知識の修得と体系的理解

前記「1 学生が最低限修得すべき内容」で示したように、まず、体系的な理解を意識し、今、民法学のどの領域を学び、それらが今後どのような領域と結びついていくのかを理解し、それらが法曹としてなぜ必要なのかの自覚が、学習のスタートラインとして重要であると考えます。

また、講義科目では、弁済・履行・給付の相違は何か、授權行為と基本代理権の内容との関係はどのようなになるのか、錯誤無効を本人が主張しない場合に有効な行為となるのか、有効となる根拠はどこにあるのか、形成権の時効についてドイツでは権利失効の原則で扱うのはなぜか等々、基本用語や法文規範の正しい理解の確認や、異なる立場の議論がどのような効果の相違に繋がるのか等を考える作業で、基本的な知識の修得のみならず、コミュにケーション能力や、法的議論、説得力の修得、比較法への関心の拡大も求めている。

また、1 年次に講義科目と併行しながら設置される「民法基礎演習科目 I、II」でも、講義と同範囲を、事例問題を利用して、法的紛争の当事者関係や、事例の中から複数の法律上の争点を抽出、結論づけへの根拠規定の指摘、判例・学説の各立場からの法解釈が、理解できる基礎的な能力の習得をめざしている。なお、本演習は、予め指定された基本演習教材を自宅学習してきた学生達に前述の作業を確認する事例解説講義に該当するが、本演習やそれに係る起案作成作業で、基礎的法的知識の定着や法的議論力や法的分析能力の向上を図っている。

(2) 実務に即した問題解決能力の修得及び向上

2 年次・3 年次の演習の授業においては、1 年次で基礎的な法概念及び基本的な推論方法を修得していることを前提として、具体的な事例の検討を通じて、自ら問題点を発見し、法的分析・推論を加え、実務に即した問題解決を図ることのできる能力を修得させる。

2 年次では、民法総則・物権法を扱う「民法演習 I」(2 単位)を春学期に、債権法全般を扱う「民法演習 II」を秋学期にそれぞれ配置している。これらの演習科目では、主として最高裁判例の検討を通じて、法的な分析・推論能力、創造的・批判的検討能力の涵養を目指す。

具体的には、判例がいかなる問題点についてどのような理由でどのような立場をとっているか、判例規範の当該事例へのあてはめ、判例の立場の問題点、判例と異なる立場とその理由等について説明できる能力や、1 年次に修得した基本的な法概念が的確に説明できる能力があるかについて、質疑応答や起案作成を通じて確認する。法的分析・推論能力の向上が目的であるから、学生は、単なる判例の規範の暗記が求められているのではなく、当該事案の問題の所在を適切に示すことができているか(多くの場合、条文から明らかでない規範の

問題を指摘すること)、また、当該解釈の結論と理由についても、判例が明確に述べていない場合には他の判例や学説、制度趣旨、利益衡量の観点から説明できているかが求められることを理解する必要がある。たとえば、94条2項の類推適用に関する最高裁判例(最判昭和45年9月22日民集24巻10号1424頁)を扱う際には、当該判例の判旨には明確な理由付けは出しておらず、さらに古い判例(最判昭29・8・20民集8巻8号1505頁、最判昭41・3・18民集20巻3号451頁)における判断が背景にあることを、判例評釈や教科書を読んで理解し、94条2項類推適用の事案に共通する本質的な理由と、当該事案特有の理由を把握しておくことが求められる。授業における質疑応答や起案作成を通じて確認された判例法理(問題の所在、判例の規範、理由)について、学生は最低限、法的三段論法に則って的確な表現ができる必要がある。

また、あてはめにおいては、具体的事実関係の中でどの事実が重要であるかを摘示できることに加え、事実の評価の重要性についての理解も学生には求められる。前掲最高裁判例の場合であれば、不実の登記の「放置」が「黙示の承認」になるという「評価」が入っていることから、最低限、事実と評価の違いに留意できている能力が求められる。

上記重要論点に関する最高裁判例の問題の所在、規範、理由の検討を通じて培った法的分析・法的推論能力について、3年次では、より実務的な視点から同様の能力を向上させることが求められる。

3年次配当の「民法演習Ⅲ」(春学期・1単位)、「民法演習Ⅳ」(秋学期・1単位)では、比較的長文の複雑な事例問題を題材として、2年次で修得した問題点発見能力や法的分析・推論能力を深化させるとともに、その分析・推論の過程を起案において的確に表現する能力の修得が求められる。

たとえば、言い分方式の事例が出題された場合、事実には、客観的に確定された争いのない事実と、単なる一方当事者の主張であって争う余地のある事実があることを踏まえた、適切な法律構成を行うことができているか(一定の事実認定能力を前提とした法的分析・推論)が問われる。また、判例法理をそのまま適用したのでは具体的妥当性を欠く場合や、判例が存在しない問題点を含む事例が出題されることもあるが、その場合には、判例法理を批判的に検討したり、自ら創造的な法解釈を行うことが必要となる。

いずれの場合も、2年次までに修得した基礎知識や判例法理についての正確な理解を有していることが前提となるから、学生は、最低限、2年次までに修得した基礎知識や重要判例についての判例法理を修得するとともに、それを的確に文章表現できる能力をも修得する必要がある。

(3) 法的議論・表現・説得能力の修得

民法演習Ⅰ～Ⅳは、演習授業として行うことで、法的議論・表現・説得能力の涵養を図るとともに、起案作成の機会を複数回持って、表現方法に対する添削を通じて、文章による表現能力を向上させる。

IV 商法

1 学生が最低限修得すべき内容

(1) 民事法系科目のうち、商法に関する分野について最低限修得すべき内容（到達目標）は以下のとおりである。

法科大学院で最低限修得すべき内容は、企業活動上や企業組織上の紛争の問題解決能力と、その検討結果を的確に表現する能力を修得することである。すなわち、具体的事案を分析し、そこに含まれる商法上の問題を発見し、それについて検討し、説得力のある議論を展開すること、とりわけ企業事件訴訟における原告の訴状の請求原因と被告の抗弁主張の検討能力を修得することを目的としている。

(2) 商法における到達目標の構成（項目及び内容）

商法、その中心科目である会社法の到達目標の項目は、1. 会社法総則、2. 会社設立、3. 株式、4. 株主総会、5. 取締役・取締役会、6. 監査役・会計監査人、7. 計算、8. 資金調達、9. 企業買収・結合・組織再編の9つの項目に分類できる。

詳細は、「商法到達目標」のとおりであるが、以下、内容の概略を示す。

| 第1 商事法 I（会社法） | |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項目 | 内容 |
| 会社法総則 | <ul style="list-style-type: none">・会社の権利能力・法人格否認の法理 |
| 会社設立 | <ul style="list-style-type: none">・発起人の開業準備行為・変態設立事項・株式の仮払込（預合・見せ金） |
| 株式 | <ul style="list-style-type: none">・株主の権利・株主の権利と義務－株主有限責任の原則・株主平等原則・普通株式と種類株式・株式譲渡自由の原則と株式の譲渡制限・株式の共有・株式の併合と分割 |
| 株主総会 | <ul style="list-style-type: none">・株主総会の招集・議事・決議・株主総会の決議の瑕疵の類型・株主総会決議無効確認の訴え・株主総会決議不存在確認の訴え・株主総会決議取消の訴え |

| | |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役・取締役会 | <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社の機関構成 ・取締役会の招集・議事・決議 ・取締役会の決議の瑕疵 ・取締役会の決議事項 ・取締役会の決議を経ない取引の効力 ・表見代表取締役 ・取締役の義務 ・取締役の善管注意義務と経営判断原則 ・取締役の競業避止義務 ・取締役の利益相反取引 ・取締役の 423 条責任 ・株主代表訴訟 ・取締役の監視義務 ・取締役の 429 条責任 ・取締役の報酬規制 |
| 監査役・会計監査人 | <ul style="list-style-type: none"> ・監査役の義務と責任 ・会計監査人の義務と責任 |
| 計算 | <ul style="list-style-type: none"> ・計算書類の種類 ・会計帳簿閲覧請求権 ・剰余金配当規制 ・自己株式規制 ・資本金・準備金の減少と債権者保護 |
| 資金調達 | <ul style="list-style-type: none"> ・資金調達の種類と方法 ・募集株式の発行 ・著しく不公正な方法による第三者割当増資 ・第三者割当による新株予約権発行の差止 ・差別的行使条件付新株予約権の無償割当の効力 ・新株発行の無効事由 |
| 企業買収・結合・組織再編 | <ul style="list-style-type: none"> ・TOBによる企業買収 ・キャッシュアウトの手法 ・合併手続 ・会社分割 ・株式交換・株式移転 ・組織再編の差止請求権 ・組織再編の無効事由 |
| 第2 商法Ⅱ | |
| 商法総則 | <ul style="list-style-type: none"> ・商法の法源 |

| | |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・普通取引約款の拘束力 ・商人概念と商行為概念 ・絶対的商行為と相対的商行為 ・商人資格の取得時期 ・商号の法的保護 ・名板貸人の責任 ・商業帳簿 ・商業登記 ・支配人の義務 ・表見支配人 ・代理商 ・事業譲渡 |
| 商行為法 | <ul style="list-style-type: none"> ・顕名主義と非顕名主義 ・商事法定利率 ・商事時効 ・商事留置権 ・商事売買 ・交互計算 ・匿名組合 ・仲立営業と問屋営業 |
| 手形法・小切手法 | <ul style="list-style-type: none"> ・手形・小切手の法的性質 ・約束手形と為替手形と小切手の比較 ・手形行為の法的特質 ・約束手形と為替手形の必要的記載事項 ・交付欠缺の抗弁 ・手形の偽造と変造 ・手形の善意取得 ・悪意の抗弁 ・手形の裏書 ・白地手形 |

2 カリキュラム編成と学生が修得すべき能力について

本法科大学院では、上記の到達目標を修得するために、①基礎的法的知識の修得と体系的理解、②実務に即した問題解決能力の修得・向上、③法的議論・表現・説得能力の修得を段階的に進めるカリキュラムを編成している。

(1) 基礎的法的知識の修得と体系的理解

基礎的法的知識の修得と体系的理解のために、1 年次秋学期に「商事法 I」（4 単位）を配置している。ここで、会社法の全体像をとらえるための法概念

及び法制度の理解と、会社法の重要判例に見られる具体的事案に即して解決する能力の涵養の前提となる、上記の 9 つの到達目標の項目に関する基本的知識の修得と体系的な理解をさせる。

(2) 実務に即した問題解決能力の修得及び向上

基礎的法的知識の修得と体系的な理解があることを前提として、具体的な事例の検討を通じて、実務に即した問題解決能力を修得させ、その能力を向上させるために、2年次の秋学期に「商事法演習Ⅰ」（2単位）を、3年次の春学期の「商事法演習Ⅱ」（1単位）を配置している。

「商事法演習Ⅰ」では、事例問題の解答を検討する中で、主として会社法判例百選（第3版）の検討を通じて、事実を読み解き（事実認定能力）、その具体的事実から法的分析・法的推論を行って法的問題点を発見し（法的分析・推論能力）、会社法に関する問題解決能力の基礎力を養成する。

「商事法演習Ⅱ」では、複雑な法的論点を散りばめた具体的な事例問題の検討を通じて、具体的な事案の読み解き方（事実認定能力）、会社法上の紛争の問題解決能力を修得させる。その際に、実務のあり方に対する批判的能力を培うと共に、会社法上の問題のある事例であるが、未だ最高裁の判例がない法的論点を検討するなどの創造的な問題解決能力も併せて養う。

(3) 法的議論・表現・説得能力の修得

「商事法演習Ⅰ」及び「商事法演習Ⅱ」は、演習授業として行うことで、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力の涵養を図ると共に、法的論点の多彩な事例問題の起案作成を複数回実施することにより、文章による表現能力を向上させる。

(4) 「商事法Ⅱ」について

「商事法Ⅱ」は、商法総則、商行為法及び手形法小切手法に関する科目（1単位）であり、商法総則及び商行為法は、商法の民法に対する法的特質を理解させることを目的とし、手形法小切手法は、手形及び小切手という紙片を通してなされる意思表示という独特の制度の意味や経済的効用について理解してもらうものである。実務においては、民法の適用があるのか、それとも商法の適用があるのかという判別はきわめて大事な場面であり、手形及び小切手は、中小企業において現在でも金融機関では使用している証券であるので、必要最小限の理解が得られるようにしている。

V 民事訴訟法

1 学生が最低限修得すべき内容

(1) 民事法系科目のうち、民事訴訟法に関する分野について最低限修得すべき内容（到達目標）は以下のとおりである。

法科大学院で最低限修得すべき内容は、民事訴訟法の基本的構造と理論を理解し、具体的事案を分析し、その手続と法理論を創造的・批判的に検討し、分析・検討の結果を的確に表現し、説得力ある議論を展開し、問題解決に至る能力を修得することを目的とする。

(2) 民事訴訟法における到達目標の構成（項目及び内容）

民事訴訟法に関する分野において、必須（コア）と考えられる項目を抽出したうえで、法科大学院における教育目的に鑑み、それらを配列しているが、その構成は以下のようである。

①民事紛争解決制度における民事訴訟の特色、役割を理解する。②民事訴訟手続の基本構造を民事訴訟の基本原則との関係において理解する。③民事訴訟手続の流れと法概念、法制度を具体的事案に即して理解し、問題を解決する能力を養う。詳細は、「民事訴訟法到達目標」のとおりであるが、以下、内容の概略を示す。

| 第1 民事紛争解決制度における民事訴訟の特色、役割 | |
|---------------------------|---------------------------------------------------------|
| 項目 | 内容 |
| 民事訴訟の領域 | ・付随手続 ・特別手続 ・民事訴訟の法源 |
| 民事訴訟とADR | ・解決機関、手続、解決基準、解決の基礎 ・民事訴訟の特色 ・民事訴訟の目的 |
| 司法の役割 | ・法律上の争訟 ・司法権の限界 |
| 訴訟と非訟 | ・対象 ・手続 ・訴訟の非訟化 |
| 第2 民事訴訟手続の基本構造と基本原則 | |
| 民事訴訟の基本構造 | ・法規の構造と法的三段論法 ・訴訟物、請求の趣旨・原因、請求を理由づける事実 ・申立て・主張・立証 |
| 民事訴訟の基本原則 | ・訴訟物と処分権主義 ・弁論主義 |

| 第3 民事訴訟手続の流れと法概念、法制度 | |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 裁判所 | <ul style="list-style-type: none"> ・民事裁判権 ・裁判所の意義と種類 ・管轄、移送 ・裁判所の除斥・忌避・回避 |
| 当事者 | <ul style="list-style-type: none"> ・訴訟の構造と二当事者対立の原則 ・当事者能力 ・当事者適格 ・訴訟能力 ・訴訟上の代理人 ・当事者の確定 |
| 訴訟の開始 | <ul style="list-style-type: none"> ・訴えの種類と訴えの利益 ・訴え提起の方式 ・訴え提起の効果 |
| 審理・口頭弁論の展開 | <ul style="list-style-type: none"> ・口頭弁論の意義と諸原則 ・準備書面 ・第1回口頭弁論期日の進行 ・争点整理手続等 ・口頭弁論の懈怠 ・訴訟行為の規律 ・職権進行主義 ・訴訟手続の停止 |
| 事実認定と証拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・証拠等の概念 ・証明対象と不要証事実 ・証拠調べ手続 ・自由心証主義 ・証明責任 |
| 判決 | <ul style="list-style-type: none"> ・裁判の形式 ・判決の種類 ・判決の成立と確定 ・既判力 ・判決の無効 |
| 当事者の意思による訴訟の終了 | <ul style="list-style-type: none"> ・訴えの取下げ ・請求の放棄・認諾 ・訴訟上の和解 |
| 上訴、再審 | <ul style="list-style-type: none"> ・上訴の意義、目的、種類 ・上訴の要件 ・上訴審の審判の対象 |

| | |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上訴の効果 ・ 上訴の取下げ ・ 控訴審の審理手続 ・ 控訴審の判決 ・ 上告の意義、上告制限と上告理由 ・ 上告受理申立て ・ 上告審の審理・裁判 ・ 再審の意義 ・ 再審事由 ・ 再審開始要件 ・ 再審の審理及び裁判 |
| 訴えの客観的併合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 意義と趣旨 ・ 併合の要件 ・ 併合の形態 ・ 併合事件の審理・判決 ・ 併合事件の上訴 |
| 訴えの変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 意義と態様 ・ 要件 ・ 手続と審理 ・ 訴え変更後の審判 |
| 中間確認の訴え、反訴 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 意義と趣旨 ・ 要件 ・ 手続と審理 |
| 共同訴訟 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常共同訴訟 ・ 同時審判申出訴訟 ・ 固有必要的共同訴訟 ・ 類似必要的共同訴訟 |
| 訴訟参加 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助参加 ・ 共同訴訟的補助参加 ・ 訴訟告知 ・ 独立当事者参加 ・ 共同訴訟参加 |
| 訴訟承継 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加承継・引受承継 ・ 当然承継 ・ 訴訟脱退 |

2 カリキュラム編成と学生が修得すべき能力について

本法科大学院では、上記の到達目標を修得するために、①基礎的法的知識の修

得と体系的理解、②実務に即した問題解決能力の修得・向上、③法的議論・表現・説得能力の修得を段階的に進めるカリキュラムを編成している。

(1) 基礎的法的知識の修得と体系的理解

基礎的法的知識の修得と体系的理解のために、1年次秋学期に「民事訴訟法Ⅰ」(3単位)と2年次春学期に「民事訴訟法Ⅱ」(1単位)を配置している。ここで、①民事紛争解決制度における民事訴訟の特色、役割、②民事訴訟手続の基本構造と民事訴訟の基本原則、③民事訴訟手続の流れと法概念、法制度などの基本的知識の修得と体系的な理解を得させる。

(2) 実務に即した問題解決能力の修得及び向上

基礎的法的知識の修得と体系的理解を前提として、具体的な事例の検討を通じて、実務に即した問題解決能力を修得させ、その能力を向上させるために、2年次の秋学期に「民事訴訟法演習Ⅰ」(2単位)を、3年次の春学期に「民事訴訟法演習Ⅱ」(1単位)、3年次秋学期に「民事訴訟法演習Ⅲ」(1単位)を配置している。

① 「民事訴訟法演習Ⅰ」では、基本判例及び最新の重要判例の検討を通じて、事実を読み解き(事実認定能力)、その具体的事実から法的分析・法的推論を行って法的問題点を発見し(法的分析・推論能力)、判例理論と学説の的確な理解と創造的・批判的検討能力を培い、民事訴訟法に関する問題解決能力の基礎力を養成する。

③ 「民事訴訟法演習Ⅱ」、「民事訴訟法演習Ⅲ」では、具体的な事例問題の検討を通じて、具体的な事案の読み解き方(事実認定能力)、民事訴訟法の解釈適用と本案主張の組み立て方を学び、民事訴訟上の紛争の問題解決能力を修得させる。その際に、理論と実務に対する創造的・批判的能力を養う。

(3) 法的議論・表現・説得能力の修得

民事訴訟法演習Ⅰ、民事訴訟法演習Ⅱ、民事訴訟法演習Ⅲは、演習授業として行うことで、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力の涵養を図ると共に、起案作成の実施により、文章による表現能力を向上させる。

VI 刑法

1 学生が最低限修得すべき内容

(1) 刑事系科目のうち、刑法に関する分野について最低限修得すべき内容は、刑法総論及び各論の基本的な知識を修得して理解を深めるとともに、刑法総論及び各論における主要な問題点を含む具体的な事例を素材に、刑法上の問題点の発見とその解決に向けた理論的、体系的、実践的な思考能力、法解釈適用能力、法的表現能力を養成し、刑法の基礎的運用能力を修得することとしている。

(2) 刑法における到達目標の構成

刑法総論と刑法各論の分野において到達目標を掲げ、各到達目標が何年次のどの科目において学習するか、あるいは自学自修に委ねられているかを明らかにしつつ、当該到達目標に関する基本的知識を修得し、理解に至れているか、また、当該到達目標に関する刑法の基礎的運用能力が身についているかを、講義、演習、自宅起案等を通じて教育を行っている。なお、刑法における到達目標の詳細は、「刑事系科目（刑法）到達目標」のとおりであるが、以下、内容の概略を示す。

| 第1 刑法総論 | |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項目 | 内容 |
| 刑法の基礎理論総説 | <ul style="list-style-type: none">・ 刑罰の目的・ 刑の種類と意義・ 執行猶予及び仮釈放の趣旨及び要件 |
| 罪刑法定主義 | <ul style="list-style-type: none">・ 罪刑法定主義の概要・ 法律主義の意義・ 罪刑法定主義の派生原理 |
| 犯罪論体系 | <ul style="list-style-type: none">・ 構成要件該当性・ 違法性・ 責任 |
| 犯罪の積極的成立要件（構成要件該当性） | <ul style="list-style-type: none">・ 構成要件要素の意義（主体、行為、結果、因果関係等）・ 因果関係論・ 間接正犯の意義と成立要件・ 不真正不作為犯の成立要件・ 故意及び過失 |
| 違法性阻却事由 | <ul style="list-style-type: none">・ 法令行為・正当業務行為・ 被害者の承諾及び推定的承諾の成立要件等・ 正当防衛の成立要件等 |

| | |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急避難の成立要件等 |
| 責任阻却事由 | <ul style="list-style-type: none"> ・責任及び責任阻却事由の概要 ・責任能力 ・違法性の意識の概要 ・事実の錯誤と違法性の錯誤について |
| 未遂犯 | <ul style="list-style-type: none"> ・実行の着手時期 ・不能犯の概要 ・中止犯の概要と成立要件 |
| 共犯 | <ul style="list-style-type: none"> ・共犯の処罰根拠 ・必要的共犯 ・共同正犯（実行共同正犯及び共謀共同正犯）の成立要件 ・共犯の錯誤 ・狭義の共犯（教唆犯及び従犯の成立要件） ・共犯の諸問題 (身分犯の共犯、片面的共犯、承継的共犯、過失犯の共犯、結果的加重犯の共犯、予備罪の共犯、不作為による共犯、共同正犯間における違法の連帯等) |
| 罪数 | <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪の個数を決定する基準 ・包括的一罪の成立要件 ・不可罰的（共罰的）事前・事後行為の意義 ・科刑上一罪の内容と各成立要件 ・併合罪の意義 |
| 刑法の適用範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ・刑法の時間的適用範囲 ・刑法の場所的適用範囲 |
| 第2 刑法各論 | |
| 個人的法益に対する罪 | <ul style="list-style-type: none"> ・生命・身体に対する罪 ・自由に対する罪 ・住居侵入等罪 ・秘密・名誉に対する罪 ・信用・業務に対する罪 ・財産に対する罪 |
| 社会的法益に対する罪 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共の安全に対する罪 ・各種偽造罪 ・風俗に対する罪 |
| 国家的法益に対する罪 | <ul style="list-style-type: none"> ・内乱・外患・国交に関する罪 ・公務の執行に対する罪 ・司法作用に対する罪 |

| | |
|--|---------------------------------------------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 職権濫用罪 ・ 賄賂の罪 |
|--|---------------------------------------------------------------------------|

2 カリキュラム編成と学生が修得すべき能力について

本法科大学院では、上記の到達目標を修得するために、①基礎的法的知識の修得と体系的理解、②実務に即した刑法の基礎的運用能力の修得及び向上（具体的事実についての法的分析や推論能力、問題解決能力を前提とする）、③法的議論・表現・説得能力やコミュニケーション能力の修得を段階的に進めるカリキュラムを編成している。なお、刑法科目の単位認定に関しては①及び②を中心に評価が加えられており、③は文章表現においての表現能力・説得能力が評価の中心に置かれ、法的議論・表現・説得能力やコミュニケーション能力は日常点において評価を行っている。

(1) 基礎的法的知識の修得と体系的理解

基礎的法的知識の修得と体系的理解のために、1年次春学期に「刑法Ⅰ」（3単位）を1年次秋学期に「刑法Ⅱ」（3単位）を配置している（両科目とも15回の講義と8回の演習を実施）。両科目とも、講義にあたる授業では、到達目標に沿って予習課題を出題し、授業開始前に予習課題を解説した授業内レジュメを配布してそれをもとに講義を行い、復習課題として授業内容に則った司法試験短答式問題や自宅起案を行うなどして、刑法総論及び各論の基本的知識の修得を図っている。基本的法的知識が修得されているかどうかは、授業内で教員が質疑応答を行って確認したり、復習課題として自宅起案のレポートを作成・提出させ、レポート添削の際に確認したりしている。なお、2年次春学期の「刑法演習」及び3年次秋学期の「刑事法総合」は演習科目であるが、受講生においてさらに刑法総論及び各論の基本的法的知識を確認・定着するために、毎回の授業において事例問題に関するレポート作成の課題を出題し、提出されたレポートには丁寧な添削を行っている。なお、レポート添削の際に学生において基本的法的知識の定着が不十分であると感じられた場合には、教員が解説講義を行う等して理解を深められるように配慮している。

(2) 実務に即した刑法の基礎的運用能力の修得及び向上

1年次配当科目の「刑法Ⅰ」及び「刑法Ⅱ」における8回の演習授業では、それまでの講義内で学習した論点を含む事例問題を出題し、履修学生が数名のグループになって事例問題を検討し検討結果を発表させる等しており、2年次以降の演習科目を受講する上で不可欠となる刑法の運用能力の基礎を養成することに努めている。

2年次春学期の「刑法演習」では、基礎的法的知識の修得と体系的理解があることを前提として、刑法総論及び各論における主要な問題点を含む具体的な事例を素材に、刑法上の問題点の発見とその解決に向けた理論的、体系的、実践的な思考能力、法解釈適用能力、法的表現能力を身につけさせること及び当

該問題分野に関する主要な判例理論の理解、それらを通じた実務に即した問題解決能力の修得を図っている。

3年次秋学期の「刑事法総合」では、2年次よりも長文の事例問題を取り上げて、より実践的な事例分析能力、問題点抽出能力、論述能力、あてはめ能力の涵養を図っている。また選択科目ではあるが3年次春学期の「刑事模擬裁判」「刑事訴訟実務の基礎」では、より実務的な視点から同様の能力の向上を目指している。

2年次以降の「刑法演習」「刑事法総合」においては、単に刑法理論の定着だけでなく、事例問題を通じて実際にどのように具体的事実が認定されているかを意識させる授業が行われている。たとえば、1年次において共謀共同正犯における正犯性の根拠につき、「相互利用補充関係」や「犯罪に対する役割の重要性」が求められるという知識を修得した学生に対して、実務において正犯性をどのような具体的事実をもって認定しているのかを意識させるような教育を行っている。これにより、2年次以降は具体的事実についての法的分析や推論能力だけでなく、事実調査や事実認定能力の基盤を養成する授業が行われている。

(3) 法的議論・表現・説得能力及びコミュニケーション能力の修得

「刑法Ⅰ」及び「刑法Ⅱ」の8回の演習授業においては、事例問題を出題する際に2名以上のグループになって問題の検討・議論を行い、その結果について発表をさせていること、また、両科目の講義・演習共に教員と学生が「質疑応答形式」で到達目標を前提とした刑法の各論点についての確認を行うことにより、法的議論・表現・説得能力及びコミュニケーション能力の向上を図っている。

また、2年次配当科目の刑法演習、3年次配当科目の刑事法総合は、毎回の授業において事前に事例問題を出題し自宅起案させており、それを担当教員が丁寧に添削を行うことで文書による表現能力の向上を図っている。また両科目とも、教員が学生に対しソクラテスメソッド方式による授業の進行を行っており、学生に発言させる機会を多く与えていることから、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力の涵養を図っている。

VII 刑事訴訟法

1 学生が最低限修得すべき内容

- (1) 刑事系科目のうち、刑事訴訟法に関する分野について最低限修得すべき内容（到達目標）は以下のとおりである。

法科大学院で最低限修得すべき内容は、刑事訴訟法（及び関連法規）により定められた刑事手続の正確な理解、刑事訴訟法上の問題点を発見し、法的に解決する問題発見・解決能力、その検討結果を的確に表現する能力を修得することである。すなわち、具体的事案を分析し、そこに含まれる刑事手続上の問題点を発見し、それについて深く広く検討し、説得力のある議論を展開し、妥当性のある結論・解決策を提示する能力を修得することを目的としている。

- (2) 刑事訴訟法における到達目標の構成（項目及び内容）

刑事訴訟法分野においては、上記能力を修得するため、学修段階に応じて基本から応用、応用としての実務へという発展的学修を基本とし、学修内容としては、刑事訴訟法の基本原理、手続の関与者、捜査、公訴の提起、訴因、公判、証拠、裁判について、基本原理・制度の内容と意義・趣旨の正確な理解、発生しうる問題点の発見及びその解決能力を修得させることとしている。

詳細は、「刑事訴訟法到達目標」のとおりであるが、以下、内容の概略を示す。

| 総論 | |
|------------|-----------------------------------------|
| 項目 | 内容 |
| 刑事訴訟法の基本原理 | ・ 刑事手続の目的 ・ 当事者主義、職権主義 |
| 手続の関与者 | ・ 裁判所 ・ 検察官 ・ 司法警察員 ・ 弁護士 |
| 第1 捜査 | |
| 任意捜査と強制捜査 | ・ 強制処分法定主義 ・ 任意捜査、強制捜査の区別と適法性判 |
| 捜査の端緒 | ・ 意義と種類 ・ 告訴・告発 ・ 職務質問 ・ 自動車検問 |
| 被疑者の身体拘束 | ・ 身体拘束処分と令状主義 ・ 逮捕 |

| | |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・勾留 |
| 供述証拠の収集保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・被疑者の取調べ ・参考人の取り調べ |
| 捜索・押収 | <ul style="list-style-type: none"> ・捜索・押収の意義 ・捜索・押収と令状主義 ・捜索・差押えの対照 ・令状による捜索差押え ・令状によらない捜索・差押え |
| 検証・鑑定・体液等の採取 | <ul style="list-style-type: none"> ・検証の意義、実況見分との異同、身体検査の規律 ・鑑定の意義、鑑定嘱託との異同 ・強制採尿・強制採血・嚥下物の押収等の手続 |
| その他の捜査手段 | <ul style="list-style-type: none"> ・写真撮影・ビデオ撮影 ・通信・会話の傍受、秘密録音 ・おとり捜査 |
| 被疑者の権利 | <ul style="list-style-type: none"> ・黙秘権 ・弁護人の援助を受ける権利 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・証拠保全 ・違法捜査に対する救済 ・捜査の終結、被告人取り調べの可否 |
| 第2 公訴の提起 | |
| 公訴権の運用とその規制 | <ul style="list-style-type: none"> ・検察官の事件処理 ・公訴提起の基本原則 ・公訴権運用の規制 |
| 公訴提起の要件と手続 | <ul style="list-style-type: none"> ・公訴提起の要件 ・公訴提起の手続 |
| 第3 訴因 | |
| 訴因制度の意義 | <ul style="list-style-type: none"> ・起訴状の記載事項 ・訴因と公訴事実の関係 ・訴因の機能 |
| 訴因の明示・特定 | <ul style="list-style-type: none"> ・明示・特定の趣旨 ・訴因の明示・特定の判断基準 |
| 訴因と裁判所の審理の範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ・一罪の一部起訴の許容根拠と限界 ・一罪の一部起訴と法的効果 |
| 訴因の変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・訴因変更の要否 ・訴因変更の可否 ・訴因変更の許否（限界） |

| | |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 訴因変更命令 ・ 罰条変更 ・ 罪数判断の変化と訴因 ・ 公訴提起の要件と訴因 |
| 第4 公判 | |
| 被告人 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 被告人の訴訟能力 ・ 被告人の出頭確保 |
| 弁護制度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護人の訴訟法上の地位 ・ 国選弁護、必要的弁護 |
| 公判前整理手続 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の目的、従前の準備手続との異同 ・ 公判前整理手続の流れ ・ 証拠開示制度、公判手続との関係、その他 |
| 公判手続 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公判手続の内容、公判手続の基本原則 ・ 弁論の分離・併合 ・ 迅速な裁判、裁判員の参加する裁判、犯罪被害者の参加、その他 |
| 第5 証拠 | |
| 証拠法総論 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 証拠の意義、種類と事実認定 ・ 証拠能力と証明力 ・ 証拠裁判主義 ・ 自由心証主義 ・ 証拠の関連性 ・ 照影の必要、証明の程度 ・ 挙証責任と推定 |
| 自白 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自白の証拠能力（自白法則） ・ 補強証拠（補強法則） |
| 伝聞証拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 伝聞証拠の意義 ・ 伝聞例外の各規定 ・ 証明力を争うための証拠 ・ 写真・録音テープ、ビデオテープの証拠能力 |
| 違法収集証拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 違法収集証拠排除の根拠 ・ 証拠排除の基準 ・ 派生証拠の証拠能力 ・ 排除申立適格、当事者の同意、私人による違法収集証拠 |

| | |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 証拠調べの手続 | <ul style="list-style-type: none"> ・手続の内容、順序 ・証人尋問、証人の保護 ・被告人質問 ・鑑定 |
| 第6 裁判 | |
| 裁判の意義と種類 | <ul style="list-style-type: none"> ・訴訟法上の裁判の理解 ・実定法上の裁判の種類と差異 ・実体裁判と形式裁判の内容と差異 |
| 形式裁判 | <ul style="list-style-type: none"> ・免訴判決の法的性質 |
| 実体裁判 | <ul style="list-style-type: none"> ・有罪判決（要件、択一的認定、概括的認定） |
| 裁判の効力 | <ul style="list-style-type: none"> ・裁判の確定と効力 ・内容的拘束力（内容的確定力） ・一時不再理効の意義・根拠・発生事由・客観的範囲、時間的範囲、 |
| 第7 上訴・再審 | |
| 上訴の基本原理 | <ul style="list-style-type: none"> ・上訴制度の意義と種類 |
| 控訴 | <ul style="list-style-type: none"> ・控訴申立手続、控訴理由 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・上告、抗告等、再審の意義・手続等 |

2 カリキュラム編成と学生が修得すべき能力について

本法科大学院では、上記の到達目標を修得するために、①基礎的法的知識の修得と体系的かつ手続の流れに即した理解、②実務に即した問題発見・解決能力の修得・向上、③法的議論・表現・説得能力といった実務対応能力の修得を段階的に進めるカリキュラムを編成している。

(1) 基礎的法的知識の修得と体系的理解

基礎的法的知識の修得と体系的理解のために、1年次春学期及び秋学期に「刑事訴訟法」（通年3単位）を配置している。ここでは、担当教員作成による独自のテキストと重要判例等を用いて、刑事訴訟法の基本原理、手続の関与者、捜査、公訴の提起、訴因、公判、証拠、裁判等の刑事訴訟法全般にわたり、基本原理・制度の内容と意義・趣旨の体系的かつ正確な理解を目指し、問題発見能力、問題解決能力の基礎の修得を目指している。

(2) 実務に即した問題解決能力の修得及び向上

基礎的法的知識の修得と体系的理解、刑事手続全体の流れの理解があることを前提として、具体的な事例の検討を通じて、実務に即した問題発見・解決能力を修得させ、その能力を向上させるための理論的アプローチとして、2年次の秋学期に「刑事訴訟法演習」（2単位）を、3年次の秋学期の「刑事法総合」（2単位）、を配置している。

また、実務的アプローチにより刑事訴訟法の実際を理解させるものとして3年次春学期に「刑事訴訟実務の基礎」(2単位)、選択科目として「刑事模擬裁判」(1単位)が配置されている。

- ① 上記各科目のうち、「刑事訴訟法演習」では、主として裁判例に現われた事例問題の検討を通じて、生の事実を的確に分析・評価して法的評価を加え、法的問題点を抽出する能力(事案分析能力、問題発見能力)、その具体的事実に応じた問題点について適切な事実評価と法解釈論を駆使して妥当な結論を導く能力(問題解決能力)の培い、刑事訴訟法分野に関する問題解決能力の基礎力と応用力の基盤を養成する。
- ② 「刑事法総合」(約半分を刑事訴訟法に当てている)では、比較的複雑で解決が困難にみえるようなやや難解な事例問題や理解のために刑法等他の法令の正確な理解が必要となる応用問題を素材に、概ね「刑事訴訟法演習」と同様の手法を用いて、実際の刑事手続の現場において生起する様々な問題状況に対応可能となるようなより精密な事案分析能力、堅固な刑事訴訟法の基本の体系的理解、柔軟な応用力、妥当な解決策を見極める力を涵養し、刑事実務に対応可能な能力の修得を目指す。

(3) 法的議論・表現・説得能力の修得

刑事訴訟法演習、刑事法総合は、演習授業として双方向・多方向の議論を行うことで、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力の涵養を図ると共に、基本的に毎回の授業に際し、あらかじめ事例問題を用いたレポートを作成・提出させ、教員による添削指導を実施することにより、文章による表現能力を向上させる。

また3年次春学期に配置されている「刑事訴訟実務の基礎」、「刑事模擬裁判」では、より実務的な視点・アプローチから同様の能力の向上を目指す。

VIII 法曹倫理

1 学生が最低限修得すべき内容

- (1) 法曹倫理について最低限修得すべき内容（到達目標）は以下のとおりである。

法科大学院で最低限修得すべき内容は、法曹の職務の歴史的・社会的意義を理解した上で、現在の法曹に求められる法的・倫理的行動規範の根拠となる制度、規律をその意義を含めて正確に理解し、現に法曹として職務を遂行するにあたりその職責、立場に応じた適法、適切な行動を自ら選択することを可能にする基礎的概念、倫理的思考及び倫理的関心を修得することを目的としている。

- (2) 法曹倫理における到達目標の構成（項目及び内容）

前記到達目標を達成するに必要なものとして、授業で検討する項目は以下のとおりである。

法曹三者であり弁護士・検察官・裁判官の倫理を取り扱うが、倫理規範が複雑であり、かつ多くの問題点を含む弁護士の倫理の比重を大きくしている。

なお、授業における各項目の検討は、プロブレム・メソッドの手法を用いており、法曹として具体的な問題状況に直面する仮想体験をさせつつ、実務に直結する適法・適切な行動を模索させ、学生自ら判断できるかを確認しつつ実施している。

| 第1 弁護士の倫理 | |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項目 | 内容 |
| 弁護士職務責任の規範と手続 | <ul style="list-style-type: none">・ 弁護士職務責任の法源・ 弁護士自治・ 綱紀・懲戒手続・ 各国の弁護士倫理及び懲戒制度 |
| 受任・辞任と事件処理の倫理 | <ul style="list-style-type: none">・ 事件の受任・ 受任中の弁護士の義務（迅速な処理と報告）・ 事件処理の決定権と弁護士の裁量・ 辞任 |
| 利益相反と調整 | <ul style="list-style-type: none">・ 相談者や以前お依頼者を相手方とする事件の受任・ 利益相反事件等の受任・ 法25条違反の訴訟行為の効力・ 複数当事者間の利害の調整 |
| 守秘義務 | <ul style="list-style-type: none">・ 守秘義務の根拠と範囲・ 守秘義務と公共の利益 |
| 誠実義務と真実義務 | <ul style="list-style-type: none">・ 引き延ばしの可否 |

| | |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 真実義務 ・ 不当訴訟の抑止 ・ 証人に関する問題 |
| 相談・助言、調査及び交渉における倫理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律相談における助言 ・ 調査（証拠の収集） ・ 交渉 |
| 報酬及び依頼者との金銭関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士の報酬 ・ 成功報酬と弁護士報酬の定め方 ・ 弁護士報酬の未払い ・ 預かり金の処理 ・ 依頼者との金銭関係 |
| 他の弁護士及び相手方との関係における規律 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の弁護士への批判と誹謗中傷 ・ 弁護士に依頼している相手方との交渉 ・ 弁護士に依頼していない相手方との交渉 ・ 他の弁護士との関係でのその他の規律 |
| 刑事弁護の倫理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護人の誠実義務と真実義務 ・ 国選弁護人の倫理 ・ 弁護活動上生じる諸問題 |
| 第2 弁護士活動の拡大と責任 | |
| 弁護士の営業活動の限界 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 兼職・営業の規制 ・ 広告宣伝の規制 |
| 法律事務の独占と競争 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士でない者（非弁護士）による法律事務の処理 ・ 隣接職種の業務範囲 ・ 非弁護士との提携 ・ 弁護士補助職 |
| 組織内弁護士の諸問題 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織内弁護士の地位、基本規程の適用範囲 ・ 組織内弁護士の独立性 ・ 違法行為の予防 |
| 共同事務所の弁護士間の諸問題 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務弁護士の事務所に対する忠実義務と依頼者に対する責任の関係 ・ 事務所内の他の弁護士の過誤・不正行為の是正方法 ・ 事務所内のコンプライアンス体制のあり方 |
| アクセスの保障と公益的活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本司法支援センター ・ アクセスの地域格差とその対策 ・ 報酬を支払う能力が乏しい人々のための公益的活動 |
| 第3 検察官・裁判官の倫理 | |
| 検察官の倫理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 検察官の役割 ・ 検察官の公正・中立性 |

| | |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 検察官の良心と検察官同一体の原則 ・ 検察官の客観義務・真実義務 ・ 検察官の客観義務・忠実義務 |
| 裁判官の倫理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判官倫理の本質 ・ 職務上の倫理 ・ 職務内外で信頼を保持するための倫理 ・ 裁判官の分限・弾劾制度 |

2 カリキュラム編成と学生が修得すべき能力について

本法科大学院では、上記の到達目標を修得するために、法律基本科目の理解が相当程度達成されている3年次前記に必修科目として2単位の「法曹倫理」の授業を配置し、以下に述べるような能力を学生が修得すべきものとしている。

(1) 法曹倫理の本質の理解と制度の把握

法曹倫理は、単に弁護士職務基本規程などの法曹三者の倫理規定や関係法令の内容や解釈を形式的に理解することにその本質があるのではなく、歴史的に形成されたプロフェッションとしての法律専門家の立場、役割、現代的意義を本質的に理解し、実社会に照らして個々の規定がなぜ必要なのか、今後どのように発展させていくべきかを考える力が求められていることを理解させる。

(2) 法曹の活動の中で現実に活用できる解決能力の養成

現実に行われる法曹の活動においては、様々な倫理規定や行動規範が矛盾するような形で判断や行動に作用し、困難な問題状況を呈する場合は往々にして生ずる。そのような問題状況において、事案・状況に即応した優先順位の設定、原則と例外の判断、矛盾を適切に回避するなどの現実的で柔軟かつ複眼的な問題解決能力を養成する。

るなどの創造的能力も併せて養う。

(3) 社会に求められる、あるべき姿の法曹の養成

プロフェッションとしての法曹の地位、役割を認識し、個々の問題状況における法曹倫理に適合する行動や解決策を主体的に模索する中で、社会から期待される法曹像を理解し、学生自らにおいてあるべき法曹像を考え、内的に確立していくことにより、社会に求められるあるべき姿の法曹として成長し、法曹の社会的地位と信頼を高め、法曹界を発展させて社会に遍く法の支配を及ぼしていく担い手・社会的人材としての自覚とアイデンティティーを確立させる。

IX 民事訴訟実務の基礎

1 学生が最低限修得すべき内容

- (1) 民事訴訟実務の基礎に関する分野について最低限修得すべき内容（到達目標）は以下のとおりである。

法科大学院で最低限修得すべき内容は、要件事実、事実認定および民事訴訟手続それぞれについて、民事実体法・手続法の理解のために必要とされる基本的理解を得、旧司法試験の時代に司法研修所前期修習で扱っていた内容と同等の知識を修得し、臨床科目群および司法試験合格後の実務修習の前提として必要な理解を身に着けることを目的としている。

- (2) 民事訴訟実務の基礎における到達目標の構成（項目及び内容）

要件事実、事実認定および民事訴訟手続の3つの分野において、必須(コア)と考えられる項目を抽出したうえで、法科大学院における教育目的に鑑み、3つの柱をたててそれらを配列している。

①要件事実においては、訴訟物、攻撃防御方法それぞれの理解、具体的事例における分析およびその表現能力である。②事実認定においては、具体的事例における認否、事実認定の構造、証拠、経験則それぞれの理解である。③民事訴訟手続においては、主に第一審手続を通じて手続きの流れの理解および関係当事者の役割・活動についての理解である。詳細は、「民事訴訟実務の基礎到達目標」のとおりであるが、以下、内容の概略を示す。

| 第1 要件事実についての理解 | |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項目 | 内容 |
| 訴訟物 | ・ 概念、機能の説明 ・ 具体的事例を通じて訴訟物の明示および説明 |
| 攻撃防御方法 | ・ 要件事実の概念・機能の説明 ・ 請求原因・抗弁などの概念・機能の説明 ・ 権利の発生原因、発生障害、消滅、阻止の各事実の概念・機能を具体例に即して説明 |
| 具体的設例における分析 | ・ 典型的な訴訟物及びこれに関する攻撃防御方法について、具体的設例において、攻撃防御方法を把握し、主張の分析・整理を行う。 ・ 発展的・応用的な訴訟物及びこれに関する攻撃防御方法について、具体的設例において、攻撃防御方法を把握し、主張の分析・整理を行う。 |
| 主張の分析・整理の表現能力 | ・ 主張整理を適切に表現する。 ・ 主張整理についてそう考えた理由を適切に表現する。 |

| | |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2 事実認定についての理解 | |
| 認否 | <ul style="list-style-type: none"> ・主要事実に関する主張に対する認否（自白、否認、不知、沈黙）の概念・機能を具体例に即して説明 |
| 事実認定の構造 | <ul style="list-style-type: none"> ・事実認定の対象事実（主要事実・間接事実・補助事実）を具体例に即して説明 ・簡易な具体的設例において、事実認定の対象事実の構造（法的主張とこれを直接裏付け又は推認させる具体的事実の関係構造）の概略を説明 ・事実認定に関する基本的なルール（自白、争いのない事実、顕著な事実、法律上の推定、暫定真実、自由心証主義、証拠共通の原則等）について具体的な設例において説明 ・本証・反証の異同について具体例に即して説明 |
| 証拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・証拠方法（人証、書証、その他）の概念・機能・特徴と証拠調べの方法の説明 ・証拠の収集に関する基本的な制度の説明 ・交互尋問の意義と機能、手続きの概略の説明 ・弁論の全趣旨の概念・機能の説明 |
| 経験則 | <ul style="list-style-type: none"> ・概念・機能の説明 |
| 第3 民事訴訟手続の理解 | |
| 手続の各段階における役割、活動内容のイメージ | <ul style="list-style-type: none"> ・訴え提起前の訴訟代理人の役割 ・訴え提起における原告代理人が果たすべき役割 ・訴え提起から第1回口頭弁論期日までの手続きに関し、被告代理人または裁判所が果たすべき役割 ・第1回口頭弁論期日および争点整理手続きにおける裁判所の役割と訴訟代理人の訴訟活動 ・証拠調べの手續きにおける裁判所の役割と訴訟代理人の訴訟活動 ・紛争解決の観点からの和解または判決の意義やあり方、和解への裁判官（所）や訴訟代理人の関与のあり方 |
| 民事保全制度 | <ul style="list-style-type: none"> ・意義と機能の理解 ・被保全権利と保全の必要性等の基本的枠組みの理解 |
| 民事執行制度 | <ul style="list-style-type: none"> ・意義と機能の理解 ・債務名義、執行の種類・方法等の基本的枠組みの理解 |

2 カリキュラム編成と学生が修得すべき能力について

本法科大学院では、上記の到達目標を修得するために、法律実務基礎科目として2年次春学期に要件事実・事実認定Ⅰ、3年次春学期に民事訴訟実務の基礎を必修科目としておくほか、要件事実・事実認定Ⅱ、民事模擬裁判を選択科目として置き、主としてこれらの科目により、上記の3つの分野の理解・修得を進めている。

さらに、法律基本科目である2年次の民法演習Ⅰおよび同Ⅱ、民事訴訟法演習Ⅰ、3年次の民法演習Ⅳおよび同Ⅴ（2016年度新カリキュラムでは民法演習Ⅲおよび同Ⅳ）、民事訴訟法演習Ⅱの授業では、要件事実の理解、事実認定の中の事実認定の構造および証拠に関する内容を扱い、法律実務基礎科目との有機的な連携を図るカリキュラムを編成している。

(1) 要件事実についての理解

2年次春学期に要件事実・事実認定Ⅰ（2単位）を配置し、ここで要件事実の基本的事項の概念や機能についての知識を修得すると同時に、典型的なものからやや発展的・応用的な言い分形式の課題を通じて攻撃防御方法、主張の分析・整理を文章で表現させる。3年次春学期に民事訴訟実務の基礎（2単位）を配置し、その中の要件事実・事実認定演習において、実際の事件記録に近い教材を用い、再度典型的なものから応用的・発展的な攻撃防御方法、主張の分析・整理を文章で表現させ、より深い理解と知識の定着を図る。

加えて、2年次および3年次の民法演習を通じて、具体的な事例課題や判例を通し、訴訟物の把握、攻撃防御方法の分析・整理を行い、実体法の理解と要件事実を有機的に関連づける。

(2) 事実認定についての理解

要件事実・事実認定Ⅰ、民事訴訟実務の基礎の要件事実・事実認定演習、民訴手続演習の中で、具体的な設例を用いて、認否、事実認定の構造、証拠および経験則についての理解を修得させる。

加えて、民事訴訟法演習では、主に理論的な面から事実認定の構造および証拠についての理解を修得し、実務基礎科目での学修を支える。

その他、民事模擬裁判でも、主張書面等の起案、交互尋問、証拠の検討、判決書の作成等を通じて、認否、事実認定の構造、証拠についての理解を深める。

(3) 民事訴訟手続についての理解

民事訴訟実務の基礎の民訴手続演習の中で、実際の事件記録に近い教材を用い、事件の受任から第1審判決まで手続きの流れを理解し、場面ごとにおける裁判所や当事者の役割・訴訟活動について学生自ら考えさせ検討する。

その他、民事模擬裁判でも、ロールプレイを通じて、民事訴訟手続についてのさらなる理解を深める。

X 刑事訴訟実務の基礎

1 学生が最低限修得すべき内容

(1) 刑事系科目のうち、刑事訴訟実務の基礎について最低限修得すべき内容（到達目標）は以下のとおりである。

法科大学院で最低限修得すべき内容は、刑事実体法及び手続法の理論面での理解をふまえ、刑事訴訟における一連の手続の流れを理解した上、検察官、弁護士、裁判官（裁判所）の職責、役割、使命を理解し、各手続、各活動場面において、それぞれの立場からの確かな判断、適切な行動は何かを導き現実に実践する最低限の実務遂行能力を身につけることにある。

(2) 刑事訴訟実務の基礎における到達目標の構成（項目及び内容）

訴訟当事者である検察官、弁護人の役割・使命の理解をふまえ、捜査段階、公判段階、公判の裁判の各段階における検察官、弁護士、裁判官が具体的に果たすべき役割、判断と活動の要点、活動の仕方を修得することができるよう構成している。

以下、内容の概略を示す。

| 第1 訴訟当事者の職責・役割・使命の理解 | |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項目 | 内容 |
| 検察官 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 検察制度の概要 ・ 検察官の役割・使命 |
| 弁護士 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑事訴訟における弁護人の意義 ・ 弁護人の役割・使命 |
| 第2 捜査段階の手続と活動 | |
| 検察官 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事件送致後の捜査事項 ・ 勾留請求から終局処分までの手続の流れの理解 ・ 勾留延長の要否 ・ 被疑者・参考人の取り調べ事項 ・ 検察官の終局処分 |
| 弁護士 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 起訴前弁護活動の意義 ・ 被疑者との接見 ・ 逮捕・勾留に対する措置 ・ 証拠収集活動 |
| 第3 公判段階の手続と活動（公判前整理手続を含む） | |
| 検察官 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 起訴から判決に至る手続の流れ ・ 公判前整理手続の流れと検察官の役割 ・ 検察官の公判準備、公判活動 ・ 有罪立証方針の検討・策定 |

| | |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 検察官の立場からの証人の主尋問、反対尋問、被告人質問の実際 |
| 弁護人 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公判戦略の構築（ケースセオリーの構築方法） ・ 公判前整理手続の流れと弁護人の役割と戦術 ・ 弁護人の立場からの証人の主尋問、反対尋問、被告人質問の実際 |
| 裁判官（裁判所） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 証拠意見の理解と証拠調べの実際 ・ 証拠調べに対する異議 ・ 尋問のルール、異議の判断 |
| 第4 公判の裁判 | |
| 裁判官（裁判所） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑事裁判における事実認定の基本 ・ 事実認定における証拠構造 ・ 刑事判決起案の基本 |

2 カリキュラム編成と学生が修得すべき能力について

本法科大学院では、上記の到達目標を修得するために、刑事訴訟実務の基礎を刑事実体法、手続法の理解が相当程度達成された3年次前期に配置するとともに、同科目の授業の直後の授業コマに刑事模擬裁判（選択科目）を配置するとともに、刑事訴訟実務の基礎の各回の授業内容が刑事模擬裁判における各種手続の実施に役立つよう配置し、刑事実務の座学と実践を直結させることにより、刑事実務の基礎で学んだ事柄を実践的に応用し、より高い実務実践能力の修得が可能となるカリキュラムとしている。

本科目の履修により、学生は、①検察官、弁護人、裁判官（裁判所）の職責、役割、使命の理解、②刑事訴訟における一連の手続の流れの具体的理解、③捜査段階、公判段階、公判の裁判の各段階における検察官、弁護人、裁判官が具体的に果たすべき役割、判断と活動の要点、活動の仕方を理解し、各職責に応じてその職責・役割を適切に遂行することを可能にする実務遂行能力の修得が求められる。

(1) 検察官、弁護人、裁判官（裁判所）の職責、役割、使命の理解

刑事訴訟における検察官の権限と役割、弁護人の職責と役割は、現行当事者主義訴訟構造の下では極めて重要であり、かつ極めて相違・相克するものであるため、それぞれが刑事訴訟において果たすべき役割とその意義を正確かつ深く理解させ、使命ともいえるべき根本的役割と責任を理解させる。裁判官にあつては、公判活動と裁判の実際を学ぶことを通じて、その中立性の要請や最終判断者としての職責を理解させる。

(2) 刑事訴訟における一連の手続の流れの具体的理解

それまでに学んだ刑事訴訟法等の刑事手続法に基づく刑事訴訟の実際の流れが具体的活動としてどのようなものであるか、具体的にどのような意義があ

るかを理解し、刑事訴訟における理論と実務の理解を統合させる。

(3) 捜査段階、公判段階、公判の裁判の各段階における検察官、弁護人、裁判官が具体的に果たすべき役割、判断と活動の要点、活動の仕方を理解し、各職責に応じてその職責・役割を適切に遂行することを可能にする実務遂行能力を修得させる。

また、検察官、弁護人、裁判官（裁判所）がどのような法的根拠や意義により具体的にどのような役割を果たすべきか、その判断にあたってはどのような観点や要素が重要か、求められる活動の採否、内容、方法如何を講義やロールプレイを通じて理解・修得させ、もって、それぞれの立場に就いた場合に、それぞれの職責、役割、使命を法的・社会的要請に従って適切に遂行することを可能にする実務遂行能力を修得させる。